

# 自動車税種別割のグリーン化について

## 1 環境負荷の大きい自動車に対する特例措置

新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、次のとおり税率が高くなります。

対 象 自 動 車	措 置 内 容	
	令和6年度	令和7年度
	経過した翌年度から通常の税率より、おおむね 15%高くなります。 (ただし、バス・トラックは、おおむね 10%高くなります。)	
新車新規登録から 11 年を超えているディーゼル車	平成25年3月31日までに 新車新規登録された自動車	令和7年度の場合は、平成26年3月31日までに新車新規登録された自動車
新車新規登録から 13 年を超えているガソリン車・LPG車	平成23年3月31日までに 新車新規登録された自動車	令和7年度の場合は、平成24年3月31日までに新車新規登録された自動車

(注) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除きます。

## 2 環境負荷の小さい自動車に対する軽減措置

(1) 令和5～7年度（R5年4月1日～R8年3月31日）に新車新規登録された下表の自動車については、新車新規登録の翌年度に限り税率を軽減します。

対 象 自 動 車		措 置 内 容
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排出基準10%以上低減または平成30年排出基準適合）		おおむね 75%軽減
営業用乗用車（ガソリン・LPG）	低排出ガス認定車『新☆☆☆☆』かつ『R12年度燃費基準90%達成』 かつ『令和2年度燃費基準達成』	
営業用乗用車（ディーゼル）	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合かつ『R12年度燃費基準90%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成』	

(注) 低排出ガス認定車の条件、燃費基準達成車の条件、いずれか一方のみでは軽減対象にはなりません。

(注①) 新車新規登録とは、道路運送車両法第7条第1項の初めての新規登録をいいます。

(注②) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準値より10%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年天然ガス車基準に適合する車が対象です。

(注③) 『新☆☆☆☆』とは、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出を低減させた車です。

(2) 新車新規登録された自動車のうち環境負荷が小さいとして、新車新規登録の翌年度に自動車税種別割の軽減措置が行われていた自動車については、新車新規登録の翌々年度より通常税額に戻ります。